

◎佐賀県条例第5号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～407の6 略					1～407の6 略				
407の7 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定を申請する者	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する	認定申請のとき	407の7 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定を申請する者	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する	認定申請のとき

改正前				改正後			
			<p>部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額) の手数料を加算した額)</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下この号及び次号において同じ。)</p> <p>) の住戸の認定の場合</p> <p>38,000円(適合証(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関、<u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u>(昭和54年法律第49号)第</p>				<p>部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額) の手数料を加算した額)</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下この号及び次号において同じ。)</p> <p>) の住戸の認定の場合</p> <p>38,000円(適合証(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録</p>

改正前				改正後			
			<p>76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合すると証明した書類をいう。以下この号及び次号において同じ。）が提出され</p>				<p>住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合すると証明した書類をいう。以下この号及び</p>

改正前				改正後			
			<p>る場合にあつては、8,000円)</p> <p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の(1)に掲げる住宅以外の住宅をいう。以下<u>この号から第407号の9</u>まで及び第407号の11において同じ。）又は複合建築物（共同住宅等で住宅以外の用途に供する部分を有するものをいう。以下<u>この号から第407号の9</u>まで及び第407号の11において同じ。）</p>				<p>次号において同じ。)が提出される場合にあつては、8,000円)</p> <p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の(1)に掲げる住宅以外の住宅をいう。以下<u>この号、次号、第407号の9</u>及び第407号の11において同じ。）又は複合建築物（共同住宅等で住宅以外の用途に供する部分を有するものをいう。以下<u>この号、次号、第407号の9</u>及び第407号の11において同じ。）</p>

改正前				改正後			
			<p>の住戸の認定 の場合 次に 掲げる住戸の 数の合計の区 分に応じ、そ れぞれ次に定 める金額 ア～ケ 略 (3) 略 (4) 一戸建て の住宅、複合 建築物又は非 住宅建築物（ 住宅の部分 を有しない建 築物をいう。 以下この号 から第407号 の9まで及び 第407号の11 において同じ。 ）の建築物全 体の認定の場 合 (1)に定め る額（複合建 築物の場合は、 (3)に定める</p>				<p>の住戸の認定 の場合 次に 掲げる住戸の 数の合計の区 分に応じ、そ れぞれ次に定 める金額 ア～ケ 略 (3) 略 (4) 一戸建て の住宅、複合 建築物又は非 住宅建築物（ 住宅の部分 を有しない建 築物をいう。 以下この号、 次号、第407 号の9及び第 407号の11に おいて同じ。 ）の建築物全 体の認定の場 合 (1)に定め る額（複合建 築物の場合は、 (3)に定める</p>

改正前				改正後			
			<p>額)に、次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(外皮性能(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準をいう。以下この号において同じ。)の評価を要しない場合は、(3)に定める額)を加算した額。ただし、非住宅建築物の場合にあつては、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(外</p>				<p>額)に、次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(外皮性能(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準をいう。以下この号において同じ。)の評価を要しない場合は、(3)に定める額)を加算した額。ただし、非住宅建築物の場合にあつては、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(外</p>

改正前				改正後				
			皮性能の評価を要しない場合は、(3)に定める金額) ア～カ 略				皮性能の評価を要しない場合は、(3)に定める金額) ア～カ 略	
407の8 略				407の8 略				
				407の8の2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</u>	<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者</u>	<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u>	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては、当該金額の2分の1に相当する金額） (1) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（</u>	<u>判定を受けようとするとき</u>

改正前	改正後
	<p>平成28年経済産業省・国土交通省令第1号) 第1条第1項第1号イに定める基準に適合するかどうかの判定を受ける場合に掲げる建築物の床面積(建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る床面積をいう。以下この号及び第407号の12において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のも</p>

改正前	改正後
	<p>の 227,000 円</p> <p>イ 床面積の 合計が300 平方メー ル以上2,000 平方メー ル未満のも の 367,000 円</p> <p>ウ 床面積の 合計が2,000 平方メー ル以上5,000 平方メー ル未満のも の 524,000 円</p> <p>エ 床面積の 合計が5,000 平方メー ル以上1万 平方メー ル未満のも の 645,000 円</p> <p>オ 床面積の</p>

改正前	改正後
	<p>合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかの判定を受ける場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ</p>

改正前	改正後
	<p>次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 146,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 236,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートル</p>

改正前					改正後				
					<p>ル以上1万平方メートル未満のもの 308,000円</p> <p>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 434,000円</p>				
407の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する者	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係	認定申請のとき	407の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する者	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係	認定申請のとき

改正前		改正後	
<p>づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額 (1) 一戸建ての住宅で住宅以外の用途に供する部分を有しないもの 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の</p>	<p>費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額 (1) 一戸建ての住宅で住宅以外の用途に供する部分を有しないもの 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の</p>

改正前				改正後			
			<p>合計が200平方メートル未満のもの 35,000円（適合証（住宅にあつては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が非住宅建築物にあつてはエネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が、建築物のエネルギー消費性</p>				<p>合計が200平方メートル未満のもの 35,000円（適合証（住宅にあつては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、非住宅建築物にあつては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p>

改正前				改正後			
			<p>能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する基準に適合すると証明した書類又はこれに相当すると認められる書類をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>が提出される場合にあつては、5,000円)</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる<u>基準</u>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア <u>標準入力</u></p>				<p>が、同法第30条第1項第1号に規定する基準に適合すると証明した書類又はこれに相当すると認められる書類をいう。以下この号において同じ。)が提出される場合にあつては、5,000円)</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる<u>場合</u>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 建築物エ</p>

改正前				改正後			
			<p>法・主要室 入力法（建 築物エネル ギー消費性 能基準等を 定める省令 （平成28年 経済産業省 令・国土交 通省令第1 号）第8条 第1項第1 号イ(1)及 びロ(1)に 定める基準 をいう。） 次に掲げ る建築物の 床面積の合 計の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める金額 (ア)～(エ) 略 (オ) 床面 積の合計</p>				<p>エネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第10条 第1号イ(1) 及びロ(1) に定める基 準に適合す るかどうか の判定を受 ける場合 次に掲げる 建築物の床 面積の合計 の区分に応 じ、それぞ れ次に定め る金額</p> <p>(ア)～(エ) 略 (オ) 床面 積の合計</p>

改正前				改正後			
			<p>が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 763,000円（適合証が提出される場合においては、161,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 870,000円（適合証が提出される場合にあっ</p>				<p>が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円（適合証が提出される場合においては、161,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円（適合証が提出される場合にあっ</p>

改正前				改正後			
			<p>ては、 201,000 円)</p> <p>イ <u>モデル建 物法</u>（<u>建築 物エネルギー 消費性能 基準等を定 める省令第 8条第1項 第1号イ(2) 及びロ(2) に定める基 準をいう。</u>）</p> <p>次に掲げ る建築物の 床面積の合 計の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める金額</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 床面 積の合計 が1万平</p>				<p>201,000 円)</p> <p>イ <u>建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第10条 第1号イ(2) 及びロ(2) に定める基 準に適合す るかどうか の判定を受 ける場合</u></p> <p>次に掲げる 建築物の床 面積の合計 の区分に応 じ、それぞ れ次に定め る金額</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 床面 積の合計 が1万平</p>

改正前				改正後			
			方メートル以上 <u>2万5,000</u> 平方メートル未満のもの 370,000円（適合証が提出される場合にあつては、161,000円） (か) 床面積の合計が <u>2万5,000</u> 平方メートル以上のもの 434,000円（適合証が提出される場合にあつては、				方メートル以上 <u>25,000</u> 平方メートル未満のもの 370,000円（適合証が提出される場合にあつては、161,000円） (か) 床面積の合計が <u>25,000</u> 平方メートル以上のもの 434,000円（適合証が提出される場合にあつては、201,000

改正前					改正後				
			201,000 円) (4)・(5) 略				円) (4)・(5) 略		
407の10 略					407の10 略				
407の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請する者	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅で住宅以外の用途に供する部分を有しないもの 次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 性能基準 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及	認定申請のとき	407の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請する者	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅で住宅以外の用途に供する部分を有しないもの 次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 性能基準 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及	認定申請のとき

改正前				改正後			
			<p>びロ(1)に定める基準をいう。以下この号において同じ。</p> <p>) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>35,000円</p> <p>(適合証(住宅にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条</p>				<p>びロ(1)に定める基準をいう。以下この号において同じ。</p> <p>) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>35,000円</p> <p>(適合証(住宅にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条</p>

改正前				改正後			
			<p>第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、非住宅建築物にあつてはエネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する基</p>				<p>第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、非住宅建築物にあつては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、同法第2条第1項第3号に規定する基準に適合すると</p>

改正前				改正後			
			<p>準に適合すると証明した書類又はこれに相当すると認められる書類をいう。以下この号において同じ。)が提出される場合にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 略 イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる<u>基準</u>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア <u>標準入力法</u>・<u>主要室</u></p>				<p>証明した書類又はこれに相当すると認められる書類をいう。以下この号において同じ。)が提出される場合にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 略 イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる<u>場合の区分</u>に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 建築物エネルギー消</p>

改正前				改正後			
			<p>入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準をいう。） 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) 略 (オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの</p>				<p>費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するかどうかの判定を受ける場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) 略 (オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>

改正前				改正後			
			763,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 161,000 円）				763,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 161,000 円）
			(か) 床面 積の合計 が <u>2万</u> <u>5,000平</u> <u>方メー</u> <u>トル以</u> <u>上の</u> <u>もの</u> 870,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 201,000 円）				(か) 床面 積の合計 が <u>25,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以</u> <u>上の</u> <u>もの</u> 870,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 201,000 円）
			イ <u>モデル建</u> <u>物法（建築</u> <u>物エネルギ</u> <u>ー消費性能</u>				イ <u>建築物エ</u> <u>ネルギー消</u> <u>費性能基準</u> <u>等を定める</u>

改正前				改正後			
			<p>基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。)</p> <p>次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 370,000円(適合)</p>				<p>省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかの判定を受ける場合</p> <p>次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円(適合)</p>

改正前					改正後					
				証が提出される場合にあつては、161,000円) (カ) 床面積の合計が <u>2万5,000平方メートル</u> 以上のもの 434,000円 (適合証が提出される場合にあつては、201,000円) (4)・(5) 略					証が提出される場合にあつては、161,000円) (カ) 床面積の合計が <u>25,000平方メートル</u> 以上のもの 434,000円 (適合証が提出される場合にあつては、201,000円) (4)・(5) 略	
					<u>407の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>	<u>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な</u>	<u>建築物エネルギー消費性能確保計</u>	<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (1) <u>建築物エ</u>	<u>交付申請のとき</u>	

改正前					改正後				
						<p>(平成28年国土交通省令第5号) 第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付</p>	<p>変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者</p>	<p>画軽微変更該当証明書交付手数料</p>	<p>エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものであるとの判定を受けた場合</p> <p>次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 113,500円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>

改正前					改正後				
									<u>の 183,500</u> <u>円</u> <u>ウ 床面積の</u> <u>合計が2,000</u> <u>平方メー</u> <u>ル以上5,000</u> <u>平方メー</u> <u>ル未満のも</u> <u>の 262,000</u> <u>円</u> <u>エ 床面積の</u> <u>合計が5,000</u> <u>平方メー</u> <u>ル以上1万</u> <u>平方メー</u> <u>ル未満のも</u> <u>の 322,500</u> <u>円</u> <u>オ 床面積の</u> <u>合計が1万</u> <u>平方メー</u> <u>ル以上</u> <u>25,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>381,500円</u> <u>カ 床面積の</u>

改正前					改正後				
									合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 435,000円 (2) 建築物エ ネルギー消費 性能基準等を 定める省令第 1条第1項第 1号口に定め る基準に適合 するものであ るとの判定を 受けた場合 次に掲げる建 築物の床面積 の合計の区分 に応じ、それ ぞれ次に定め る金額 ア 床面積の 合計が300 平方メート ル未満のも の 43,500 円

改正前					改正後					
										イ 床面積の 合計が300 平方メー ル以上2,000 平方メー ル未満のも の 73,000 円
										ウ 床面積の 合計が2,000 平方メー ル以上5,000 平方メー ル未満のも の 118,000 円
										エ 床面積の 合計が5,000 平方メー ル以上1万 平方メー ル未満のも の 154,000 円
										オ 床面積の 合計が1万 平方メー

改正前					改正後				
								ル 以 上 25,000平方 メートル未 満のもの 185,000円	
408～487の2 略					408～487の2 略				
488 略					488 略				
					488の2 自動 車の保管場所 の確保等に関 する法律第4 条第1項ただ し書の規定に 基づく保管場 所を確保して いることを証 する旨の通知	自動車の 保管場所 を確保し ているこ とを証す る旨の通 知を行わ せようと する者	自動車 保管場 所証明 通知手 数料	2,200円	通知申 請のと き
489～494 略					489～494 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1第488号の次に1号を加える改正規定は、平成30年1月4日から施行する。